OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

| | |
|---|---|
| Title | 日本近代都市史研究 |
| Author(s) | 原田, 敬一 |
| Citation | 大阪大学, 1996, 博士論文 |
| Version Type | |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/40332 |
| rights | |
| Note | 著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、<a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">大阪大学の博士論文について</a>をご参照ください。 |

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【 12 】

| | |
|---|---|
| 氏名 | 原田敬一（はらだけいち） |
| 博士の専攻分野の名称 | 博士（文学） |
| 学位記番号 | 第 12757 号 |
| 学位授与年月日 | 平成8年12月6日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第2項該当 |
| 学位論文名 | 日本近代都市史研究 |
| 論文審査委員 | （主査）教授 芝原 拓自<br>（副査）教授 東野 治之　教授 平 雅行 |

## 論文内容の要旨

本論文は，ほぼ明治維新期から大正期にいたる約60年間にわたり，大阪を主として近代日本における大都市の発展とその構造を解明しようとしたものである。歴史学の分野では，日本の中世史や近世史では都市史の研究がかなり蓄積されてきたが，近代史の研究では長い間農村の分析が中心であって，都市史の研究が本格化しはじめたのは近年のことであり，本論文もこの新しい潮流の一環をなしている。本文は，序章と第Ⅰ部六章，第Ⅱ部四章からなり，760枚(400字詰換算）を越える力作である。以下，順を追って各章の要旨を述べる。

「序章　近代都市史の分析をめぐって」は，まず近代都市を，近世都市の解体と「上から」の建設ととらえ，そこに近代都市史から明らかにすべき課題を設定する。ついで，「都市支配」，「選挙」，「都市名望家」，「予選体制」などを分析視角の中心にすえる。すなわち，都市名望家層による“柔らかい”都市支配を実現するのが，選挙をつうじて確立される予選体制であるとする。本論文ももちろん近代都市を利益社会ととらえるが，その利益を超越すべく装うための「公共」概念が誕生し，その「公共」を担うのは都市官僚ではなく，実は「都市名望家」であるとする。かれらが都市の諸「名誉職」に就任して，「公共」の直接の担い手となると説明する。

序章には「補論　都市問題論から近代社会論へ—近代都市史の研究成果をめぐって」が付されており，戦後歴史学が近代都市史をどのように扱ってきたか，その研究史をまとめている。

全六章からなる「第Ⅰ部　近代都市の成立と構造」のうち，まず「第一章　近世都市の転回」は，近代都市の誕生を扱う。ここでは，近世には都市を構成する各町が核であり主体であったが，近代になって初めて都市全体が主体となるとする。そしてそれは，権力による位置づけの変化のみならず，都市機能の拡大など，いわゆる「都市化」の進展が著しいからだと指摘する。このように，近代都市は，近世都市から「町」共同体を排除していったが，その規制力を体現していた家持層は残存し，彼らも地方自治の担い手と期待され，一般住民の近世いらいの渡世も持続したとする。そして，これらの近世都市からの連続面を前提としつつ，近代都市は「公共」をキイワードとする改編政策を実施するとし，「公衆衛生」も近代都市への地ならしとして利用されたことを明らかにする。

「第二章　近代都市の法制」では，都市の近世から近代への「連続と転回」を，大阪の法制度の変化にしぼって追究

する。近世大坂（市中）から近代大阪（市）への切り替えに際し，基礎となる町が大改編を受けるが，それは近世からの断絶をはかるためであるとする。こうして，統治機構から町が排除され，その集合体である町組が基本単位となる。住民登録も，町と家を把握する近世から，各個人を把握するようになり，このように近代都市法制の論理は，集団から個人へ，家から個人へ，不動産から経営へと転換したと指摘する。

「第三章　『名誉職』の法制」は，近代都市法制のうち「名誉職」に焦点をひぼり，なにを「名誉職」と措定すべきかを考察する。衆議院議員や貴族院議員は別格であり，都市の名誉職には該当しない。明治期において該当するのは，府会議員・市会議員をはじめ商業会議所議員・学務委員・所得税調査委員・徴兵参事員・衛生委員などであると指摘する。そして，これらのいわば「名誉職の網の目」に，都市の「名望家」層が「予選」という名の互選によって就任するという形で組みこまれることによって，彼らが「都市支配」の担い手となることを明らかにする。

「第四章　都市支配の構造」は，明治期における都市支配の安定化のメカニズムを解明する。まず「市制町村制理由」は，名望家が自治を担うのは「国家ノ基礎」と述べているが，彼らが「名誉職」に就任するには，前述の所得税調査委員のような税務作業に従事する者までふくめて，すべて「選挙」の洗礼を受けなければならないことを明らかにする。ところが，明治期の都市のすべての選挙制度には立候補制がない。そこで有権者である「都市名望家」による「予選」が必要になり，それはたとえば大阪市では1887（明治20）年にはじめて登場し，1890年代に確立したとする。このように，制限選挙権や階級制（市会は三級選挙），半数改選や予選という制度化によって確立する都市支配体制を，本章では「予選体制」と命名している。そして，この「予選体制」によって，1890—1900年代にわたる約20年間の都市支配の安定化が実現したと指摘する。

「第五章　都市支配と下層社会」は，「都市名望家」が「選挙」をつうじて都市支配の要としての立場を固める際に，都市の下層社会はいかなる役割を果たすのかを究明する。彼ら下層市民は，私的資本の底辺労働力や公共事業の従業者として生活を維持しつつ，上からは「衛生組合」（1910年代以降は「町内会」）によって定住的に把握されるとする。しかも，いわば小「名望家」がこの衛生組合の組長となり，貧民層などの暴発を予防し，そのうえに「都市名望家」の大多数を占める，いわば「土着名望資産家」がのっかって，近代都市支配は構造化され，完結されるとする。

「第六章　近代都市の消費構造」では，都市支配を，生活や消費の視点からとらえるとどうなるかという発想から，1900年代以降の大阪市を事例として検討している。1900年代の大阪市は，まず職人の町であり，各町内にある常設の店舗から御用聞きと掛け売りで必需品を購入するなど，町内でほぼ完結できる都市であり，生活と消費の面では近世がなお継続していたとする。もっとも，下層社会では，行商からと現金買いが常態だったことも指摘している。それが1910年代に入ると，新市域に私設の小売市場が続出することを検証する。そして，小売市場による必需品の購入は，購買面での階層差を徐々に解消していき，1918（大正７）年の米騒動を機とする公設市場の登場によって，その傾向がさらに全市に広がっていったことを明らかにする。

全四章からなる「第II部　近代大阪の史的究明」は，近代大阪史の具体的検討であり，大阪の都市政治家や土着名望資産家などの系譜をたどることをも目的としている。まず「第七章　治安・衛生・貧民」は，近代都市としての外的編成替えの端緒として，1886（明治19）年の大阪府と四区（市制施行後の大阪市にあたる）の動きを吟味する。この年，大阪府は二つの計画（名護町移転計画・監獄郊外移転計画）を出し，三つの条例（長屋建築規則・宿屋取締規則・街路取締規則）を実施したが，これらは四区（大阪市）にとってはいわば「市区改正」にあたるとする。しかもその「市区改正」は，「衛生と治安」を正面に掲げて，貧民と刑余者，囚人を市中から排除して市外に囲い込む計画にほかならず，均質化した清潔な都市空間に「中等人」社会を築こうとしたものだと評価する。

「第八章　『三大事件建白運動』と大阪民党」は，1887（明治20）年における大阪の「三大事件建白運動」と「大同団結運動」を解明する。大阪では1882（明治15）年いらい，中之島で日本立憲政党・立憲政党新聞社・大阪日報社によって「国会開設大詔記念政談演説会」が毎年盛況のうちに開催され，それをつうじて在阪民権家（旧立憲政党，旧自由党，改進党）の結集が実現していたことを明らかにする。これらの民権家は大阪談話会や北浜倶楽部なる団体をも組織し，第四章で明らかにした地域名望家団体による「予選」にも加わっていったことを論証する。このように，いわば上層の民権家であり大阪の実業家でもあった彼らは，地域名望家団体との合流も実現していったが，他方，壮士的

な民権家たちの自由平権懇親会や関西愛国同盟会は，大きな影響力をもつこともなく消えていったとする。この両者の違いは「土着」であるかどうかだったとし，都市名望家が信頼するのは，資産家の要件だけではなく，土着した名望家という条件だったと指摘する。

「第九章　都市経営と市営事業」は，1898（明治31）年に特別市制が廃止され，三都にも専任市長が生れて以降の大阪の都市経営を問題とする。この新たな時期の市財政は，当初から歳入では公債収入が，歳出では上下水道や港湾費などの特別経費が大部分を占めるようになって，財源対策に苦しんだとする。1902(明治35)年に大阪瓦斯会社が設立され，大阪市へのガスの供給が実現可能となると，大阪市では「市内の独占事業」の可否が論議の対象となり，大阪朝日新聞の本多精一が提起した報償案（大阪市への毎年の上納金）は大阪瓦斯会社と大阪毎日新聞の反対にあって，大問題となったとする。このとき，大阪市支持の市民運動が展開されて大阪瓦斯会社は孤立し，その結果，翌年に大阪市と大阪瓦斯会社は全国初の報償契約を結んだ。こうして，同社は以後報償金を納めるが，これはその後の各種市営事業への一段階になったことを明らかにする。

最後の「第十章　都市支配の再編成」は，さきの第四章をうけて，1910年代以降の「都市支配」再編期に分析の焦点をあてる。専任市長の第三代の時期には，大阪市の財政は危機を迎えており，市電路線案と市会常設委員会の問題を機として，1909（明治42）年末から翌年にかけて大阪市制改革運動が起こる。それは，ジャーナリスト・弁護士や資本家たちによる，「土着名望資産家」が中心である「予選派」の都市支配に反対するものだったとする。この改革派は，1910（明治43）年の市会選挙では大勝利したものの，「予選体制」そのものを覆すことはできず，同年から翌年にかけて改革派の分裂を招くことになった。その結果，「土着名望資産家」による新「予選派」が誕生したことを解明している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は，未公刊あるいは新発見の史料をも駆使しつつ，新しい視角から日本近代の都市史に迫った意欲的な力作であり，そのメリットは大きい。まず第一の成果は，本論文が，大阪を主として日本近代の都市史を本格的に描いたものとして画期的な点である。先述したように，戦後の日本近代史研究において，都市史は長い間分析現象とされず，本論文に先行する都市史の成果としては，石塚裕道『日本近代都市論／東京：1868～1923』(1991）と小路田泰直『日本近代都市史研究序説』(1991)があるくらいである。そして，本論文の主として大阪をフィールドとする研究は，上記二著に集約された研究との長い間の格闘のなかから結実されてきたものであり，研究史に新たに大きな一頁を加えるものである。しかも，この本論文の研究対象は，たいへん幅広いものであり，構造（第一章，第四章），法制度（第二章，第三章）などの基本から，政治（第四章，第七～第十章），消費（第六章），下層社会（第五章）などの具体的展開まで追跡・分析されている。

第二の成果は，本論文が，近代都市支配を財体的に検討し，それを新しい視角から構造として明らかにしたことである。とくに都市支配の構造を，都市名望家層による事前の合議と選挙による諸「名誉職」の選出という過程を解明し，これを「予選体制」と概念化したことの意義は大きい。この概念は，今日の都市史研究ではすでに多く用いられる概念となっているからである。名望家による単なるボス支配ではなく，「予選」が必要であり，それが市制・町村制という法制度と調和したものであることを明らかにしたことによって，「予選体制」はいまや地方自治制度分析における大きな検討課題となっている。

第三の成果は，本論文が都市支配の担い手を限定したことである。それを都市名望家層，とりわけ「土着名望資産家」と捉えているが，これらは具体的な実証分析からしか浮かびあがらなかった概念であろう。江戸時代の家持層は，土着名望資産家としてのみ都市支配に携わるのである。また，この概念によって，大中小のブルジョア，都市地主，都市官僚などの役割や機能も，時期を追って明らかにされた。さらに「名誉職」自治の根拠も法制度から解明し，その機能変化についても追究している。

第四に，当該期の都市下層社会の在り方を検討し，それを都市支配のなかに位置づけたことも成果の一つである。この点では，衛生組合を都市支配の要と評価し，それが町内会へと発展していくことをも明らかにしている。

とはいえ，本論文にも，いくつかの問題がないわけではない。まず，概念の一部にあいまいさが見られることである。本論文が言う「都市支配」と，通説が説く「都市自治」との違いはどこにあるのか。都市名望家層の中軸をなす「土着名望資産家」は，その要件としての「土着」「名望」「資産」のどれに重点があるのか。近世都市から近代都市へ転換する際の「公共」の具体的内容はなにか。これらをもう少し意識的に解明し説明する必要があろう。

また，「都市化」の概念もいまだ明快ではない。本論文は「都市化」を背景として近代都市への転換を説くが，「都市化」そのものは各時代と社会に対応して進展するものだから，各時期の「都市化」の主内容をもっと厳密に規定しなければ，各時代の画期が特定できにくくなる。その点，そもそも「都市」とはなにかという大前提をふくめて，社会学や都市計画学などとの学際的検討も要請されると考えられる。

以上とともに，本論文は，分析史料としてさまざまな新聞・雑誌などを多用しているが，たとえば起案文書や書簡・日記などの第一級の一次史料は相対的に多くない。これら一次史料の残存は地域によっても異なり，収集も容易ではないだろうが，今後一層の史料発掘に期待したい。

とはいえ，これらの問題のほとんどは，近代都市史の研究自体の若さから来るものであり，困難を乗りこえて本論文が達成した上述の多くの成果と学界への貢献にくらべれば，小さなものにすぎない。よって本審査委員会は，本論文が博士（文学）の学位に十分値いするものと認定する。